

第10回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月23日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	清家祥一
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(1名)

	山本一人				
--	------	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第48号 鬼北農業振興地域整備計画の変更について

日程第5 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第6 報告第2号 農地原形変更届について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第10回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>いつもの農業委員会総会でしたら、推進委員の方々も同席をして農業委員会総会を行うんですが、もうご承知の通り再びコロナがまん延をして、愛媛県内でも大変なこととなっております。そういうことで今回も農業委員のみの出席で、推進委員の方々についてはお休みで、ということで、開催をさせていただきます。農作業も大変忙しくしておられますが、コロナにもぜひ、かからないよう十分注意していただき、日常を過ごしていただきたいと思います。以上よろしくお願いいたします総会開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、__13__名であります。</p> <p>また、__山本委員__より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第10回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に4番 ^{てるあき}松岡照明委員、5番 ^{ゆみ}渡邊由美委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、山下展輝委員より説明願います。</p>
山下委員	<p>失礼します。議席番号2番 山下です。</p> <p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第46号 順位1番 説明】</p>

山下委員	4月19日に譲渡人、譲受人、岡本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第46号 順位1番 説明】
山下委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口 ^{ゆうき} 雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 順位2番について、川平 ^{さだかず} 定計委員より説明願います
川平委員	失礼します。議席番号14番 川平です。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第46号 順位2番 説明】
川平委員	4月19日に譲渡人、譲受人、山本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第46号 順位2番 説明】
川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長 (谷口委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (谷口委員)	議長を川平委員と交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて、順位3番について、水野規雄 ^{のりお} 委員より説明願います。
水 野 委 員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第46号 順位3番 説明】
水 野 委 員	4月19日に譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第46号 順位3番 説明】
水 野 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、清家茂 ^{しげる} 委員より説明願います。
清 家 委 員	失礼します。議席番号9番 清家です。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。

	【議案書に基づき、議案第46号 順位4番 説明】
清家委員	4月19日に譲渡人、譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第46号 順位4番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、高田洋一 ^{よういち} 委員より説明願います。
高田委員	議席番号6番 高田です。 議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第47号 順位1番 説明】
高田委員	4月19日に申請人、高田農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第47号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位

	1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて、順位2番について山下展輝委員より説明願います。
山 下 委 員	議席番号2番 山下です。 議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第47号 順位2番 説明】
山 下 委 員	4月19日に申請人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第47号 順位2番 説明】
山 下 委 員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位2番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第4 議案第48号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。
議 長	事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第48号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。

	そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長	ここで、しばらく休憩します。
議 長	議事を再開します。 それでは順位1位について、高田洋一 ^{よういち} 委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号6番 高田です。 議案第48号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第48号 順位1番 説明】
高 田 委 員	4月19日に清家農業委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします
	【調査書に基づき、議案第48号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか
議 長	はい、清家委員
清 家 委 員	これは、水はどこから取るのですか。近くの川とかですか。
事 務 局	今、聞いている話では、井戸を掘ると聞いております。
清 家 委 員	カーボンニュートラルにも反対派していないのですが、私とても大きな発電所の関係で仕事していたのですが、これ、水を使った大きな発電所では必ず最後は水を落とすんですけども、これ、蒸気が発生して完全にエネルギーがゼロになるまでは、タービンを冷してやらないといけないんですけど、最後の排気はどうなっているのかちょっと心配で。 全部、蒸気が蓄放すれば問題はないんですけど、こういう大きな発電所はないので発電して加熱蒸気になったやつが仕事した後に、まだエネルギーが残っていると、そのまま蒸気として出てしまうので、それでどういうメカニズムになっているのか興味があって。
事 務 局	すいません、プラン自体のメカニズムについては、私どもではわかりませんので。なのでメーカーのほうに聞いて後でお教えします。
清 家 委 員	若干、温水が出るんじゃないかと心配して。
事 務 局	温水は出ると思います。ほかに視察に行ったところも温水が出るんで、一回池に入れて、冷まして川に流していると話されてましたので。
清 家 委 員	ため池に蒸気を貯めて、温度を冷ましたりして、その辺ちゃんとしていただけののかなとちょっと心配したので。

高田委員	農振の除外申請ですので、転用申請の時に調査してもらって申請のときに清家委員の件について話していただけたらいいと思います。
事務局	また、細かいことは聞いていただけたらメーカーのほうに聞いておきますので。
議長	ほか、ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第48号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第48号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から29番までを一括審議し、順位30番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から29番まで事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第49号 順位1番から29番まで 説明】
事務局	以上でございますご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から29番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から29番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位30番から31番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位30番から31番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第49号 順位30番から31番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位30番から31番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位30番から31番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位30番から31番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位32番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位32番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第49号 順位32番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位32番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位32番は原案のとおり

	決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位32番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第6 報告第2号「農地原形変更届について」の報告をします。 順位1番について、渡邊由美委員より説明願います
渡 邊 委 員	議席番号5番 渡邊です。 報告第2号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第2号 説明】
渡 邊 委 員	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
議 長	はい、高田委員。
高 田 委 員	断面図がついていないのでよくわからないのですが、ちょうど池の下じゃないかと思うのですが661番地。665番地の北側ですかね、この水路に盛土を敷設していいかだけ心配なので。どうでしょうか。 影響がないように工事をお願いします。
事 務 局	業者のほう確認いたしまして、影響がないよう施工するように伝えておきます。
議 長	ほか、ありませんか。
議 長	無いようですので、以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第10回農業委員会総会を終わります。
	議事録署名委員
	4 番
	5 番

--	--